

一般事業主行動計画

男女ともに全職員がその能力を十分に発揮できる働きやすい雇用環境の整備を行う為、

次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 2022年4月1日～2027年3月31日

2、内 容

≪目標1≫ 年次有給休暇取得率を、正職員45%以上、パート職員50%以上とする。

【対 策】 2022年4月～ 有給休暇取得率向上の為、年次有給休暇取得状況を把握し、取得率の低い職員に取得を促すとともに、全職員に年次有給休暇の取得を推奨する。

2022年10月～ スタッフ会議の際に、有給休暇管理簿に基づく職員の有給休暇取得状況を報告。

2023年3月～ 年次有給休暇取得実績の報告。

取得状況を確認し、各部署上司は、次年度の年次有給休

暇

取得計画を検討する。

管理職にも取得を推奨する。

女性の活躍に関する情報公表

社会福祉法人 早川福祉会

令和8年4月現在

【管理職に占める女性労働者の割合】

62.5% (女性 10 人)

(管理職全体 16 人)